

船橋校区コミュニティ協議会会則

(名称) 第 1 条	本会は、船橋校区コミュニティ協議会（以下「本会」という）という。
(事務所) 第 2 条	本会の事務所は、枚方市東山1丁目68番地 船橋小学校内に置く。
(目的) 第 3 条	本会は、船橋校区における「住みよいまちづくり」をめざし、地域の主体として「まちづくり」を担う組織である。そのための校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区の地域自治の発展と福祉の増進をめざすことを目的とする。
(組織) 第 4 条	本会は、前条の目的を達成するため校区内の自治会をはじめ専門部活動に参加する委員をもって組織する。
(活動) 第 5 条	本会は、目的を達成するために次の活動を行う。 (1) 校区内自治会の連絡調整に関すること。 (2) 専門部活動に関すること。 ① 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。 ② 青少年の健全育成に関すること。 ③ スポーツ・レクリエーション活動に関すること。 ④ 安全・防災・防犯に関すること。 ⑤ 環境保全に関すること。 ⑥ 社会層別組織、サークル組織に関すること。 ⑦ その他、地域に係る活動に関すること。 (3) 会報等の発行に関すること。 (4) 各種団体との連絡調整に関すること。 (5) 行政等関係機関との連絡協調に関すること。 (6) その他目的達成に必要な活動に関すること。
(役員の種類) 第 6 条	本会に次の各号に掲げる役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 書記 若干名 (4) 会計 1 名 (5) 会計監査 2 名 (6) 自治会部会会長 1 名 (7) 専門部会会長 1 名 (8) 小学校校長 1 名

(役員の選出) 第 7 条	会長は、自治会長の互選による選出を基本とし、幹事会に於いて承認を受ける。その場合、会長は自治会部会会長を兼務する。 自治会長からの選出がない場合は、幹事会において選出する。 2 副会長、書記、会計、会計監査は、幹事会において選出する。 3 自治会部会会長は自治会長の中から、専門部会会長は各専門部会長の中から選出する。
(役員の任務) 第 8 条	役員の任務は次の各号に定めるところによる。 (1) 会長は、本会を代表し全ての業務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。 (3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。 (4) 会計は、本会の会計事務を取り扱う。 (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会で監査報告を行う。 (6) 自治会部会会長は、自治会部会を代表し総括する。 (7) 専門部会会長は、専門部会を代表し総括する。
(役員の任期) 第 9 条	役員の任期は原則 2 年とする。但し、再任は妨げない。 2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することができる。 この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
(会議) 第 10 条	会の会議は、幹事会、役員会、自治会部会、専門部会とする。 2 会議は、構成員の二分の一の出席をもって成立する。但し、やむをえない事情で出席できない者は委任状の提出により出席者の数に加えられる。 3 幹事会及び役員会の議長は会長が、自治会部会及び専門部会は部会会長が議長となる。 4 会議における議決は、合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者の過半数の賛成による。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。 5 会議の議決事項は、会報等において校区住民に公表しなければならない。

(幹事会) 第 11 条	幹事会は、本会を組織する役員、各自治会長及び各専門部会の代表者をもって次の事項を審議し決定する。 (1) 本会の基本的な活動の計画 (2) 会則の変更 (3) 役員の選任 (4) 決算及び事業報告 (5) 予算及び事業計画 (6) その他議決が必要であると認める事項 2 幹事会は、3 ヶ月に 1 回開催し、その他必要に応じて会長は臨時幹事会を招集する。 3 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の幹事会で承認を受ける。
(役員会) 第 12 条	役員会は、第 6 条の役員をもって構成する。 2 役員会は、必要に応じて会長は招集し、幹事会の議決事項に従い執行するとともに、緊急事項を処理する。
(自治会部会) 第 13 条	自治会部会は、各自治会長をもって構成する。 2 自治会部会は、毎月 1 回開催し、校区内の自治会活動のうち広域的な事項について処理する。
(専門部会) 第 14 条	専門部会に第 5 条第 1 項第 2 号の活動を達成するため次の専門部会を置き、各専門部会に部会長を置く。また、役員会が必要と認めたときは、臨時の専門部会を設けることができる。 (1) 広報部会 (2) 福祉部会 (3) 青少年部会 (4) スポーツ部会 (5) 交通対策部会 (6) 防犯部会 (7) 防災部会 (8) 地域部会 (9) ICT化部会

(会計) 第 15 条	本会の経費は、次の収入により運営する。 (1) 会費 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他 2 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。 3 会の支出は、幹事会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。 4 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
(会計監査) 第 16 条	会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、幹事会に報告する。
(附則) 第 17 条	平成14年5月10日制定 平成18年4月1日改正 平成20年4月6日改正 平成21年4月5日改正 平成25年4月7日改正 本会則は、平成25年4月7日より施行する。 令和7年4月1日改正 本会則は、令和7年4月1日より施行する。